

友松会 研究活動等の奨励に関する運営規定 ついに スタート！！

～友松会が、会員の皆様の活動を支援する仕組みを「新たに」創りました～

- ・ 支部長の皆様、支部所属の会員の皆様、支部活動への支援をします！
- ・ 学生会員を含む全会員の皆様、皆様が取り組んでいらっしゃる教育につながる活動を支援します！



「支部活動への支援」って、
どんなことなの？
わたしたち、支部所属の会員
にも関係あるの？

「教育につながる活動を支援」
って、どんなことなの？
わたしは、個人会員なんだけ
ど、関係あるの？



《支部活動への支援について》

「支部活動を企画するための予算
がないんだけど。」「教育研究を
頑張っている会員がいるだけ
ど。」「……。」という場合

- 支部が企画した教育関係の活動
に対して支援します。【事業2】
- 支部が企画した、支部会員が相
互に交流する活動に対して支援し
ます。 【事業2】
- 支部所属の会員による優れた教
育研究に対して、支部の推薦によ
り「松沢研究奨励賞B部門」とし
て、表彰します。 【事業1】

- ・ 支部に対して、助成金として
3万円まで支援
- ・ 松沢研究奨励賞B部門受賞者
に対して1万円を授与

《会員の活動への支援について》

「私は会員だけど、個人の活動を
支援してもらえると、もっと、
子どもたちのためにできるか
も……。」というような場合

- 会員、または、会員が主となる
グループで取り組んでいる教育に
つなげる研究や活動、会員相互の
交流を促進するための活動など
に対して支援します。 【事業3】

・ 助成金 1万円まで支援

「友松会 研究活動等の奨励に関する運営規定」により、「事業1」～「事業4」に対して支援します。いずれも、「申請」が必要で、審査があります。裏面に各事業の概要を記載していますので、ご覧ください。詳しくは、「友松会ホームページ」に掲載しています。

- 友松会「研究活動等の奨励について」
次のアドレス、QRコードから入れます。
<https://yuusyoukai.org/p10kenkyu.html>
- 友松会事務局 045-326-6700



「友松会 研究活動等の奨励に関する運営規定」について（概要）

「友松会 研究活動等の奨励に関する運営規定」が令和5年6月1日より施行されました。この新しい規定は、「友松会の活性化のために」「奨励賞的性格をもたせ永く多数の人々の教育に寄せる研究を広めたい」という趣旨で寄贈された、研究奨励金の基金の有効活用のために、「事業1」～「事業4」を立ち上げたものです。詳しくは、会誌「友松」、または、「友松会ホームページ」の「研究活動等の奨励について」から入り、「研究活動等の奨励に関する運営規定」「同 細則」「同 運営の手引き」をご覧ください。各事業の「申請用紙」等の「様式」も掲載しています。必要に応じてご利用ください。

「友松会 研究活動等の奨励に関する運営規定」による「事業1」～「事業4」（概要）

【事業1 松沢研究奨励賞A部門】

- これまで取り組んできた、松沢研究奨励賞の継続となるものです。
- 受賞者は会員または会員が主となるグループです。
- 受賞者選出は、原則として年間2件です。1件は研修部作成による候補者選出該当ブロックから、もう1件は、総会開催ブロックからとなります。
- 1件、3万円が授与されます。

【事業1 松沢研究奨励賞B部門】（新規）

- 各支部から年間1件以内、受賞者を推薦できます。支部からの推薦を受けてブロック副会長が承認します。その旨を役員会で報告します。
- B部門受賞者は、教職経験5～10年を目安としています。しかし、これは、あくまでも目安です。支部所属の会員で優れた教育研究をされていて、ぜひ、推薦したい方がいる場合は、友松会事務局にご相談ください。
- 1件、1万円が授与されます。

【事業2 支部活動活性化への支援】（新規）

- 支部会員が教育に関する研究活動等に取り組んでいることに対して支援します。
- 支部会員が相互に交流する支部活動に対して支援します。
- 支援内容は、年間最大3万円の助成金や講師派遣（他支部の友松会会員等）です。
- 申請年度を含む2年間を一まとまりとして計画して取り組むことができます。
- 支部活動活性化のために、近隣他支部と合同で取り組むことも可としています。
- 申請については、様式を利用してください。

【事業3 会員または会員が主となるグループの活動への支援】（新規）

- 会員が、それぞれの立場や経験を通して取り組んでいる教育につながる研究や活動に対して支援します。
- 地域の教育力の一環として取り組んでいる教育につながる活動に対して支援します。
- 支援内容は、年間最大1万円の助成金です。
- 申請は毎年できます。
- 申請については、様式を利用してください。

【事業4 その他の取組への支援】（新規）

- 上記「事業1～事業3」に該当しないことであっても、学生も含めた会員にとって重要と考えられる支援や大学同窓会の一つである友松会として必要とされる母校への支援が必要なケースが出て来る可能性があります。その場合、役員会、または必要に応じて理事評議員会で検討の上、支援できるようにいたしました。